

第5章] 第二次世界大戦から現代の川と人のかかわり

(1) 戦争中の洪水記録

戦争中の洪水記録は従来知られていなかったが今回の調査で、入間市黒須の霞川で破堤の記録があった。傍らには亡くなった人の慰霊のための供養碑もある。

碑文の内容は、「当黒須地区は古来霞川の氾濫による被害が沿岸随一と言われ、近くは昭和 20 年 6 月地区民必死の努力も効なく、堤防は遂に破壊され、家屋の流出のみならず、尊き人命をも失いたる惨事を惹起しました。幸い国においても霞川改修の必要を認め、去る 29 年当該地区改修工事を施工するにいたりました。」と記されており、被災から工事着手までの年月の長さから、戦争による疲弊が推察される。



霞川治水記念碑と供養碑：入間市黒須

(2) カスリーン台風

1) 降雨・水位・破堤の概要

戦後、埼玉県民が未来への希望もなく途方にくれていた時、昭和 22 年 9 月カスリーン台風が上陸し、埼玉県内は明治 43 年以來の大水害に見舞われた。このカスリーン台風は、規模としては中型であったが、台風の雨と停滞していた前線が活発化して降った雨とによって豪雨となった典型的な雨台風であった。

埼玉県においては、13 日より台風の影響を受けて雨が降り出し、特に秩父地方は 14 日午前 8 時ごろより 15 日午後 8 時頃までのわずか 36 時間の間に 611mm も降ったのである。荒川は、15 日午後 4 時に親鼻橋下(皆野町)で最高水位 10.6m に達し、午後 7 時には、遂に田宮村(鴻巣市)の荒川排水路が決壊、さらに午後 7 時 30 分、同村大間原堤防が決壊して濁流は中山道を越流し、北埼玉郡下忍(行田市)、笠原(鴻巣市)、吹上、箕田、馬室(鴻巣市)を埋めた。また、翌日午前 8 時には、熊谷市久下新川・大曲間の堤防が決壊して吹上、太井村(行田市)を埋めて南下し、先に決壊したのと合流して元荒川に沿って南下した。一方、利根川は、栗橋町付近で 16 日午前 0 時 20 分に計画水位よりも高い 9.17m を記録し、0 時 30 分頃新川通(大利根町)

の堤防が 340mにわたって決壊し、原道・東・元和(大利根町)はものすごい濁流の洗礼を受けて水没した。

この濁流は、豊野(大利根町)、栗橋、桜田(鷺宮町)、行幸、権現堂(幸手市)を洗って南下し、また鷺宮、久喜方面の濁流は、16 日夜に白岡付近において南下してきた荒川の濁流といっしょになり、17 日午前 2 時には春日部付近に到達した。そして、午前 5 時には、県内穀倉地帯の中心地吉川をはじめ、彦成(三郷市)、越ヶ谷地区を水浸しにしたのであった。そのほかにも、入間川、都幾川をはじめ県内の中小河川でも随所で決壊して、県下の被害総額は 100 億円にも達し、その被害は 316 市町村のうち、その 72%にあたる 228 市町村にわたり、被災人民は 348,827 人にもものぼったのである。

埼玉県は、出水と同時に、県庁内に水害救援対策本部を設置して、救援活動を開始するとともに、県会も臨時議会を開いて復旧費の支出を決議し、また、この時に米進駐軍の救援活動はめざましいものであったので、合わせて感謝決議を行っている。

9月21日には、天皇陛下、片山総理が現地を視察して被災者を見舞われ、救済を約束された。こうして県民も復旧に立ちあがり、そして、官民一体となって大々的に復旧作業が開始されたのであった。

2) 利根川水系の記念碑

県北の本庄市街地南方を流れる女堀川は、雨台風などの豪雨のたびに氾濫し、沿岸耕作地の被害も多く、治水措置が求められていた。そのような時、カスリーン台風による被害が大であったことから、本庄市・児玉町・神川村・上里町の 4 ヶ村に跨る受益面積 881ha に及ぶ区域の幹線排水路の改修が、県営かんがい排水事業として、昭和 25 年から 22 年間にわたって行われ、昭和 46 年に完了した。これを記念し、現在、女堀川のほとりに碑が建っている。

また、熊谷市妻沼の利根川では、カスリーン台風の異常増水により旧東村において破堤し、未曾有



決潰口跡：大利根町新川通



治水の碑：本庄市今井

の大災害をおこすに至ったことから、政府はこれにより利根川増補工事の重要性を認め、急遽決壊箇所並びに危険区域に対処する増補工事に着手したが、戦後日の浅き我が国の実情は、これが早期完成を著しく困難ならしめた。しかしながら、地元民の強烈な郷土愛と洪水に対する篤き理解により、本事業の完成をみる事が出来た。地元では、後世に永く伝えるべく昭和 33 年 3 月 31 日に記念碑を建立した。

また、同じく熊谷市妻沼の葛和田地区でも、堤防拡張の工事が行われ、記念碑が建っている。碑には、「関東平野の 1 都 5 県を貫流する利根川は沿岸住民に水利の恩恵を与える反面洪水の脅威をもたらし多年その改修に力が注がれてきたが昭和 22 年の未曾有の洪水に鑑みて改定せられた。改修工事は鋭意その進捗が図られてきたとはいえ未だ当地区に及ぼす堤防の拡張強化は地元住民の切望するところであったその熱意が実り、昭和 35 年 12 月着工、昭和 38 年 10 月竣工した。工事の完成は幾多の犠牲を甘受した地元関係者の熱意と努力に負う処が極めて大きい。ここに工事完成の喜びを記念し工事の経緯を記して永く後世に伝えんとす。」と記されており、昭和 39 年 3 月に建てられている。

加須市南大桑地域も、まれにみる大きな被害を蒙った。東岡集会所に建っている「決潰跡・



増補工事竣工記念碑：熊谷市妻沼



堤防拡張碑：熊谷市妻沼葛和田



青毛堀改修記念碑：加須市

「水害復旧記念碑」には次のように記されている。

「昭和22年の秋連日の豪雨に大利根の濁流は9月15日深更遂に東村の堤塘を破壊し翌早朝本村を襲ひ島川堤塘は忽ち決潰6ヶ所に及び全村瞬時にして湖水と化す殊に当南大桑に於ては観音堂堤塘及び西岡地内1箇所決潰す為に家屋の流出1戸半壊数戸床上浸水200余戸耕地200余町歩悉く冠水し収穫は概ね皆無となり殊殊に決潰口付近一帯の耕地は流土に埋没10余町歩樋管の破壊四道路の流出200余間水路の埋没200間を算す其の被害真に甚大にして終戦3年疲弊尚甚だしき時此災禍に遭ふ字民は如何にして之か復旧の途ありやと思案にくれしが村会議員水利組合議員其の他有志は蹶然起って復旧計画を樹立し字民を督励すここに於て速に工事に着手し2ヵ年有余よく艱苦を忍び一致協力労力の奉仕に甘んじ経費の負担に堪え昭和25年5月遂に一切の工事を竣工するに致った録して是を後世に遺す。」とある。



決潰跡・水害復旧記念碑：加須市

また、幸手市惣新田にある「水害復舊記念之碑」にも中川筋の災害と復旧について記されている。碑文は次の通りである。「昭和22年9月15日より関東近海を襲った台風は翌16日午前1時栗橋上流新川地先の大堤を乗り越え見る間もなく250間決潰し中川筋では同日午前8時上宇和田左右150間沢目木30間が決潰、土砂は山と吹上げ10町歩の沃野は忽ち荒地と化し村民暫し茫然となるも一致協力して奮い起ち復旧に取りかかって昭和23年5月15日竣功をみた。茲に永遠の無事を祈りこの記を録して後世に伝える。」



水害復舊記念之碑：幸手市

一方、県東部地域の八潮市大瀬地区では、昭和17年に政府は旧堤を不必要と認め地先に払い下げたため、地主はこれを切り崩し畑地とした。ところが、カスリーン台風による利根川決潰で、大水により床上浸水5尺に及ぶ水害を被り、故に再び築堤の急務を感じ、直ちに大瀬古新田合同にて築堤促進会を結成し、翌年2月3日起工した。大瀬古新田の住民は総出動し、無償にて奉仕し

た結果、3月3日竣工となった。竣工を記念し、碑を建てた。

以上のようにカスリーン台風は県内に大きな被害をもたらしたが、利根川の破堤による被害額だけを見ると、その額は約70億円といわれているが、もし、その後カスリーン台風と同規模の台風が発生し、当時と同一の箇所で決壊したら、その被害額は約7兆円(昭和60年時点)程度になると推定されている。

3) 荒川水系の記念碑

荒川水系でも、多くの破堤も生じたが山間部では土石流の惨事も多く発生した。横瀬川の右支川、砂防河川の横石沢では7名の犠牲者を出す土石流が発生して、この土石流に流され奇跡的に助かったS及びAさんの体験談を以下に紹介する。



築堤記念：八潮市

<土石流から生還した人の体験談>

18歳の頃で、父親と若者6人で小屋に入って山の木の切り出しの仕事をしていた。連日の雨で若者たちは帰っており、父親と2人で小屋にいた。しのつくような雨で沢は岩がゴロゴロ音を立てて流れ、土橋すれすれまで水位が上がっていた。昼食後(1時すぎ)小屋では危険なので、Aさんの家に逃げた。

その後、水位が30cmくらい下がり、雨も小降りになったのでAさんの石積みの根石修理の手伝いをした。3時のお茶で休んでいると、「逃げろー」の声があった。父親は庭の方へ、自分はカマドの方に逃げた。Aさんの奥さんも3歳の子供を抱えてカマドの方に逃げた。自分は国道のアーチ(横瀬川合流点)の所まで流され気がついた、周りは木やゴミが詰まって水がうずを巻き押し付けられていたが、自力で国道まで出て助かった。

気が付いた時、泥水から手が出ていたので引き上げると、気絶した奥さんであった。奥さんは髪の毛から足の先まで全身泥まみれだったが、運良く助かった。流される時、水面近くにいたので助かったと思う。今だから話せるが、思い出すのも恐ろしく10年前ならとんでもない事だ(子息によるとトラウマ)。1回目の水の後5分位で2回目の水が来たとおもう。2回目は杉の大木がヤガラ(立った状態)になって流れてきた。

Aさんは6人の家族を亡くしたが、偶然事故の発生時は自宅を離れていた。土石流の発生を知り、直ちに自宅へ戻ったが家は跡形も無く、親や兄弟姉妹の家族も居ない。被災者

の救助は地元民と消防団が当たった。やがて 5 人の遺体が被災箇所直下流の二二九沢の橋脚に引っ掛かっていたのが発見し、数日後 1 人が吹上町の荒川で、あと 1 人は不明である。

家族、住居、衣料、食料全てを失ったが、ここまで来られたのは皆様の御蔭です。被災後、地元の龍源寺で「漆ヶ崎地蔵尊」を作ってくれた。その後の風月で荒れ果てたら平成三年に再建してくれたので、大切に守っている。

※地元では、昭和 22 年 9 月のカスリーン台風による、悲惨な土石流事故を忘れずに記録するため、正式名の横石沢を二二九沢（ニフクザワ）呼び、旧道に架かっている橋梁の親柱には、右岸上流側は「あかやはし」左岸上流側は「二二九沢」と記してある。



漆ヶ崎地蔵尊：横瀬町

（3）戦後の河川改修

カスリーン台風の後にも昭和 23 年 9 月のアイオン台風、昭和 24 年 9 月のキティ台風、昭和 25 年 9 月のジェーン台風と続けざまに水害を受けた。当時の治水対策としては、戦後の財源難とも相まって災害復旧がほとんどであったが、従来から進められていた治水事業に対して、これら一連の洪水は大幅に計画規模を上回るものであった。

このため、国、県では当初の計画を再検討した結果、「一連の洪水に対処するには、ダム、遊水池、放水路などを取り入れた計画に改訂する必要がある」との結論に達し、主要河川においては、より安全な河川をめざし、次々と改訂改修計画が策定されていったのである。

埼玉県事業における従来から進めてきた河川改修の中で、小山川では、カスリーン台風による利根川の流量改訂に従い、堤防の補強など第二次事業として計画、昭和 26 年度から中小河川改修事業に着手した。昭和 20 年代後期に至り、以前から荒川増水のたびに下流部川口市などで浸水被害をもたらしている芝川に着手した。埼玉県は、昭和 13 年に国、東京、埼玉の三者による芝川、中川、綾瀬川の三川総合計画が策定されたのに基づき、昭和 15 年に綾瀬川へ導く芝川放水路に着工したのであった。

しかし、昭和 18 年、太平洋戦争によって工事は中止され、埼玉県側 1,350m まで開削された放水路は未完成のまま放置され、何の利用もなく大きな水溜りとなっていたのである。戦後、工事再開が強く要望されたが、その後の情勢変化により、当初計画の見通しも極めて困難となったため、県内処理方式による芝川単独改修計画に改訂し、ようやく実施の運びとなった。

この計画は、川口市街地北端の天神橋下地点から、現在の芝川水門に至る 6,400mの放水路を開削して、芝川本川の出水量は放水路により荒川へ流下させ、市街地は地域内出水のみを内水排除ポンプを設けて荒川へ排出するというものである。こうして、芝川の改修は、昭和 27 年度に内水排除ポンプ、昭和 30 年度に放水路とそれぞれ着手したのであった。その後、昭和 28 年度に黒目川、同 31 年度に元荒川、そして同 33 年度には、中川上流の内水排除を目的として、中川導水路(現幸手放水路、江戸川へポンプ排水)と次々に着手したのである。

(4) 狩野川台風

昭和 33 年は、3 回の出水が各河川の警戒水位を突破し、各所で被害が続出した。7 月の 11 号台風で死者 1 人、浸水家屋 322 戸、9 月の 21 号台風では死者 4 人、浸水家屋 2,293 戸、そして同じく 9 月の 22 号台風、いわゆる狩野川台風では、あたり一面の湛水被害を被った。死者 1 人、負傷者 2 人、行方不明は 2 人であったが、浸水家屋は 41,550 戸におよんだ。特にこの水害は芝川下流域の川口市街の大半を水底に没し、上流の見沼田圃が数日にわたって湛水するという、かつてない甚大な被害をもたらした。

この結果、芝川の早期改修はいうまでもないが、これとともに世評において見沼田圃の遊水機能というものが改めて認識された。当時、知事は「見沼田圃をこのまま宅地開発することは、芝川の遊水機能を減退させ、下流市街地は再び、あるいは従前以上の水害を強いられる」と憂慮し、見沼田圃の農地転用を不許可処分とする方策をうちだした。そして、この見沼田圃の宅地規制は昭和 40 年 3 月 5 日に開かれた第 5 回県政審議会によって決定され、見沼田圃の開発行為に対処することとなったが、この決定が「見沼三原則」である。

1. 八丁堤以北県道浦和岩槻線締切りまでの間は将来の開発計画にそなえて現在のまま原則として緑地として維持するものとする。
2. 県道浦和岩槻線以北は適正な計画と認められるものについては開発を認めるものとする。
3. 以上の方針によるも芝川改修計画に支障があると認められる場合は農地の転用を認めないものとする。

(5) 利根川・荒川の総合開発

徳川家康の江戸入府以来築かれてきた利水施設は、幕府の経済力を高め江戸の人口を養うため米の生産性を高めることで、この結果埼玉平野が広大な江戸の穀倉地帯となった。しかしながら、山間部や丘陵地の稲作は旱魃に見舞われ易く、当時の土木技術水準では限界があり、小規模な溜池に頼っていた。

昭和 12 年に児玉用水確保のため、利根川水系の間瀬川をせき止め、日本で最初の最大水

深 20m の重力式コンクリートダムが造られた。ランプの生活から電燈へ、水車から電動へと人々の願望は久しく続く中、民間企業による水力発電が大正 3 年（1914）に小川、東松山方面に供給されたのをはじめ、小規模な水路式発電が行われていた。これ等は河川を単独の目的で使用するもので、河川水・ポテンシャル、さらに副次的な効果を含めた総合的な利用は二瀬ダムが最初であった。

戦後、電力の安定供給は生活・産業基盤の重要課題であり、同時に荒川流域は洪水、灌漑用水の不足という問題も抱えていた。そこで二瀬ダムを作り、発電・洪水調節・灌漑用水の確保をしながら、周辺流域の地下資源・林産資源・観光の開発をすすめる「荒川総合開発」が計画された。この事業は昭和 25 年（1950）に「国土総合開発法」が制定されるにともない、国家事業として「二瀬ダム」の建設を軸に具体化された。

昭和 29 年 8 月、建設省二瀬ダム工事事務所が秩父市に設置され着工した。当初は直線重力式コンクリートダムとして計画されたが、その後の詳細な地質調査の結果、より経済的な厚肉アーチダムに変更した。また、ダムサイトや周辺の道路の掘削に際し、複雑な地形・地質を相手に大変な苦心を重ね、ようやく昭和 35 年に完成した。

二瀬ダムで開発された流水は、寄居町に建設された玉淀ダムを通して、大里・元荒川地区、櫛引台地の灌漑用水に利用されているほか、発電にも利用されている。



秩父湖（二瀬ダム）：秩父市大滝

昭和 30 年代に始まった我が国の経済成長は首都圏への人口集中を引き起こし、都市部の河川沿岸は無秩序に宅地化された。また、それまで地下水に頼っていた工業用水・生活用水が増大した結果、地下水の大量くみ上げによる急激な地盤沈下を生じ、洪水の危険をはじめ都市基盤にかかわる甚大な問題が生じた。

昭和 37 年（1962）、利根川水系は水資源開発促進法に基づく開発水系に指定され、発電・工業用水・水道水の開発を目的とする下久保ダムが計画された。昭和 39 年（1964）に「新河川法」が制定され、治水・利水を一貫して管理するため、水系別に区別し、また水利調整やダム操作の規定なども整備された。

荒川水系においても、洪水調節、水資源開発を合わせ持つ滝沢ダム、浦山ダム、有間ダム、合角ダムが計画され、また、平地では既にある渡瀬遊水池をはじめ、旧利根川の河道を利用した権現堂調整池や広大な荒川の河川敷を利用する荒川調整



下久保ダム：神川町

池の予備調査が昭和 40 年代の初期から順次始められた。これらのダムは長い年月をかけて完成または完成直前に至っている。



浦山ダム：秩父市上田野



合角ダム：秩父市上吉田

(6) 都市化対策

昭和 40 年代は、昭和 41 年 6 月に大水害を被ったが、我が国の高度経済成長期に入り、河川改修に対する財源の投入は大幅に伸びたが、反面、首都圏に位置する本県の地理的誘因から土地価格の上昇を招き、このことによって用地取得費が河川改修費の大半を占めたため、改修延長を極度に鈍らせた。

そして、人口急増による都市化は、往年、農業排水の主役であった中小河川を都市排水の河川に変貌させた。特に都市化の著しい県南部においては、河川改修の要望が強かったので、新河岸川、笹目川、鴨川など次々と改修に着手した。また、首都圏の地下水汲み上げが主因とされる地盤沈下現象に対して、県南低地部に排水機場の設置が「地盤沈下対策河川事業」として 46 年度から実施され、旧芝川（芝川下流）、菖蒲川、笹目川、鴨川の一期工事を完了し、その後、大場川、圀川、毛長川、伝右川と着手した。

一方、埼玉県代表河川である芝川は、前述のように昭和 30 年度に着工した放水路(新芝川)が、同 40 年 8 月によりやく完了したが、その後の急激な都市化は、下流部の拡幅を困難にさせた。また、仮に河道拡幅が可能であったとしても、洪水をすべて河道で処理する方式では、一定区間の改修が完了しないと治水安全度の向上がはかれないという問題が生じた。さらに、従来の河道処理方式では異常出水による被害を都市部では甚大なものにさせるなど、多くの問題が提起された。このような事情をふまえ、芝川は全体計画に遊水池計画を取り入れ、中流部見沼地内に調節池を計画した。現況の治水機能を維持し、治水安全度の低下を防止すべく、この見沼地内における開発行為に対しては、行政指導(見沼三原則)で往年の自然遊水池の保存につとめたのである。

この芝川改修の一環となる調節池計画が、全国に先駆けて昭和 48 年度から「都市河川治水緑地事業」として事業化され、用地取得に着手した。また昭和 49 年度からは芝川支川の藤右

衛門川も、上谷沼調節池に着手した。昭和 51 年 9 月 8 日の台風 17 号は、全国各地に記録的な大雨をもたらしたが、藤右衛門川流域においても、浦和・与野市を中心に 3 時間で 100mm の集中豪雨があり、浦和市内で浸水家屋が 4,000 戸(他流域も含む)にも及ぶ大水害となり、埼玉県としては初めての「河川激甚災害対策特別緊急事業」が採択された。これがきっかけとなって、埼玉県では、その後の水害で、綾瀬川、伝右川、新方川、新河岸川、鴨川等にも「河川激甚災害対策特別緊急事業」が導入された。

昭和 50 年代に入り、都市化の進展が著しい地域においては、宅地や公共施設用地の大量供給が急がれてきたが、現状では、地価の高騰、開発に伴う治水上の制約等から、その確保は容易でない状況にある。

これらの地域に、河川と都市開発が同時に入り、十分な治水機能を確保したうえで、住宅、公園等の都市施設の設置が可能であれば、この地域は、もっとも有効な都市的土地利用が図られるということになる。こうして発足したのが「多目的遊水地事業」であり、埼玉県は昭和 52 年度に他県にさきがけ、全国でただ一ヶ所、綾瀬川に着手した。

綾瀬川の多目的遊水地事業は、大宮市(現さいたま市)深作地先の深作沼に綾瀬川洪水調節に必要な遊水地を確保したうえで、同地内に当時の日本住宅公団の住宅団地及び県南卸売組合の流通団地を設置するものであり、一定規模以上の洪水は、住宅団地の住棟間にも遊水させる計画となっている。昭和 53 年度からは、他県においても数箇所、計画又は着工されているが、そのほとんどが埼玉県の綾瀬川をモデルケースとしている。

これらと前後して、昭和 51 年 10 月、建設大臣は「都市における河川流域の開発が急速に進展し、人口、資産の都市への集中と相まって、毎年水害が頻発している。一方、それに対処するための治水施設の立ち遅れは著しく、都市河川においては特に顕著である」として、河川審議会に「総合的な治水対策の推進方策はいかにあるべきか」について諮問がなされた。

河川審議会では数回の検討を重ねた結果、昭和 52 年 6 月 10 日、治水施設の整備を促進するとともに、流域開発による洪水流出量を極力抑制し、河川流域の持つ保水、遊水機能の維持に努める、また、洪水氾濫の恐れのある地域には、治水施設の整備状況に対応して、水害に安全な土地利用方式等を設定するとともに、洪水時における警戒避難体制等の拡充をはかるほか、被害者救済制度を確立するなど総合的な治水対策を実施し、水害による被害を最小限にとどめるべきであるとの中間答申が出された。

これを受けて、昭和 52 年 10 月、建設省に総合治水対策協議会が発足し、昭和 53 年 5 月、次のような方針が確認された。

- (1)昭和 53 年度対象 6 河川について浸水予想区域と総合治水対策を一体として検討する。
- (2)流域協議会準備会を発足させる。

この準備会を流域協議会に発展させる場合には予め本省協議会の了解を得るものとする。

埼玉県においては、新河岸川が対象河川となったため、昭和 53 年 9 月、新河岸川流域総合治水対策協議会準備会が発足した。会の構成は当時の建設省関東地方建設局、埼玉県、東京都それに流域内の 26 区市町の企画関係、建設関係の部(課)長となっている。

流域協議会の大きな目的は、

- (1)情報交換
- (2)浸水予想区域の公示
- (3)流域整備計画の策定

であり、特に流域整備計画は、流域内を 3 地域、即ち保水地域（主として雨水を一時的に浸透し、又は滞留する地域）、遊水地域(雨水又は河川の流が容易に流入して一時的に貯留する機能を有している地域)、低地地域(主として地域内の雨水が河川に流出せず、又は河川の流水が氾濫する恐れのある地域)に区分して、それぞれの持つ治水機能を確保したうえで、概ね 10 ヶ年以内に河川の洪水対応能力を 50mm/hr または、治水安全度を 1/10 とするものである。

昭和 54 年度には、総合治水対策特定河川事業が創設されて、新河岸川は、治水安全度の向上をめざしてスタートをきるとともに、中川・綾瀬川が同年度に総合治水対策調査河川の対象となり、12 月に中川・綾瀬川流域総合治水対策懇談会が設立された。

この懇談会の構成は、当時の建設省関東地方建設局、埼玉県、東京都、茨城県、それに流域内の企画関係、建設関係の部(課)長となっている。昭和 55 年度になって、中川・綾瀬川も総合治水対策事業に着手し、同年 8 月に新河岸川流域、中川・綾瀬川流域にそれぞれ協議会が設立され、総合治水対策の推進に努めている。

昭和 57 年度には、二度にわたる大きな被害を県内で被った。まず、8 月の台風は、県北西部を中心に県全域にわたって一般家屋及び公共土木施設に被害を与えた。女堀川、小山川、志戸川、市野川等が各地で溢水氾濫するというこのような出水は埼玉県としては近年まれにみる大出水であった。特に女堀川においてはその被害が大きいため、昭和 57 年度から 60 年度までの 4 カ年計画で河川災害復旧助成工事に着手した。

次いで同年 9 月、台風 18 号が県内全域に再び大きな被害を与えた。新方川流域では越谷市弥栄町を中心に、浸水家屋が約 6,000 戸、また新河岸川流域では朝霞市、志木市、富士見市を中心として浸水家屋約 9,000 戸にもおよぶ大水害となった。このため、新方川、新河岸川において昭和 57 年度より河川激甚災害対策特別緊急事業に着手した。昭和 58 年度より、総合治水対策を実施中の新河岸川流域、中川・綾瀬川流域において、流域内の保水、遊水機能の確保の一環である流域貯留浸透事業に着手した。

昭和 61 年度には、台風 10 号によって、9 月 18 日未明から 19 日夜半にかけて、鴻巣、大宮を中心に利根川から荒川左岸地域にかけて最大時間雨量 44mm、総雨量 160~230mm の集中豪雨が発生し、県南東部を中心に 27,485 戸が浸水するという水害が起こった。このため、新方川及び鴨川において、再び河川激甚災害特別緊急事業に着手した。

一方、総合治水対策の一環として進めてきた新河岸川放水路が完成するとともに、関係国県市町村で組織する新河岸川及び中川・綾瀬川の両流域協議会では、地域住民に「水害に強い行動様式の工夫」、「緊急時の水防避難」等に役立ててもらうため、昭和 56 年 6 月 9 日に浸水実績を公表し、昭和 62 年 3 月 18 日に新河岸川流域、昭和 63 年 7 月 6 日には中川・綾瀬側流域の浸水予想区域図を公表した。

昭和 62 年度には、市町村の顔となる河川を周辺と一体となった良好な水辺空間として整備する“ふるさとの川モデル河川”に埼玉県内で初めて、荒川水系の芝川(川口市)及び利根川水系の元荒川(越谷市)の 2 河川が建設省の指定を受けた。昭和 63 年度には、治水事業者と都市開発事業者とが共同して、地域全体の治水安全度の向上と、水辺を生かしたアメニティの高い新しいまちづくりを計画的に行う、というレイクタウン整備事業を全国にさきがけて越谷市及び富士見市の 2 箇所着手した。

また、河川の舟運機能を再生し、河川空間を川との交通の場にしようとすることを目的として、河川利用推進事業により、県内で初めて荒川水系の芝川で河川マリーナ整備事業に着手した。なお、翌平成元年度には利根川水系の大場川でも河川マリーナ整備事業に着手している。

平成 3 年度には、9 月の台風 18 号で県南部を中心に 200mm 以上、その他の地域でも 120mm 以上の大雨が降り、特に県南部の平地で浸水、溢水が起こり、浸水家屋は 28,548 戸にのぼった。特に鴨川及び辰井川が再度河川激甚災害対策特別緊急事業に採択された。

また、中川流域の中小河川を放水路(L=6.3km)で連結し、江戸川へ放流することにより、治水安全度の向上をめざす首都圏外郭放水路建設事業が、平成 3 年より直轄事業として着手された。現在、完成を間近にしての最後の追込みに入っているところである。